

1学校での教育方法内容の充実	個別指導計画・学校生活支援シートの作成・活用	第1回策定委員会 資料5 P.2-(5)	担当所管 教育センター	達成 評価	A・B・C・D・／
----------------	------------------------	-------------------------	-------------	----------	-----------

現 在	現行の推進計画上の取組（予定）の内容 1 個別指導計画の作成 作成に当たっては当該児童・生徒の保護者と意見交換を行うこと 個別指導計画の市内共通の様式について、特別支援学級担任研修会等で協議し、各学校に普及 2 学校生活支援シートの作成 平成30年度より、学校生活支援シート（共通様式）を用いて活用。
--------	--



実 施 内 容	取組の結果（経年） 1 個別指導計画の共通様式による各校での作成について 【市内小・中学校通常の学級・特別支援教室・情緒障害等通級指導学級】特別支援教育コーディネータ研修会等で協議を行い、平成29年度より、市内共通様式を用いて作成している。市内共通様式の作成に際しては、都の様式（連携型・短期型）を参考とした。 【固定制学級（知的障害・自閉症情緒障害）】当該児童・生徒の年間の個別指導計画及び、各教科等の年間指導計画を複合した形で作成している学校もあり、固定制学級の共通様式は作成していない。 2 個別指導計画に関する研修会の実施 夏季集中研修として、平成28年度から平成30年度の3か年に、個別指導計画及び学校生活支援シートの作成と活用に関する各小・中学校悉皆研修を実施した。また、学習障害の児童に関する指導方法に特化した研修会を令和元年度実施した。 3 個別指導計画の作成に関する市教委資料の作成
------------------	---



取組後の課題 1 個別指導計画及び学校生活支援シートの活用について 文部科学省が例年実施している「特別支援教育に関する調査」において、市内の全小・中学校で、固定制学級・通級指導学級・特別支援教室の児童・生徒の個別指導計画の作成は100%となっている。しかし、学習上または生活上の困難さの軽減や克服等に向け、適切に評価をしたり、指導内容を精選したりすることには課題が残る。この点については、「取組の成果（経年）」の3に示した、資料等を作成し対応しているが、課題解決に至っていない。 2 個別指導計画の活用に関する研修について 初めて特別支援学級等を担当する教員については、個別指導計画の作成に関する研修を実施している。それ以外の教員（通常の学級・特別支援学級等）には、令和元年度以降は研修を実施していない。



新 推進計画における取組内容（案） 1 個別指導計画の作成・活用マニュアルの作成 個別指導計画の作成にあたっては、「実態の把握」「障害の特性や認知の特性を踏まえた具体的な手立ての検討」が必須となる。この2点が難しく、具体的な手立てを考えにくい、指導に生かしくいという声を踏まえ、マニュアルを作成し、市内小・中学校の通常の学級等における、指導の充実を図る。 2 各種研修の実施 特別支援学級を初めて担当する教員等を対象にした、個別指導計画の作成に密接にかかわる「発達障害等の基礎的理解および手立て」等の研修を毎年度1学期に実施する。
--

関係法令や国・都・市の他の計画との関連性		
<1>国・学習指導要領	<2>都第二次第一期特別支援教育推進計画	<3>多摩市の他の計画等との関連
新学習指導要領 総則 個別の指導計画及び個別教育支援計画の作成 特別支援学級に在籍している児童・生徒は作成と活用に関する規定 差別解消法附則第5条1項・同対応指針 合理的配慮の留意点として明記	同計画 33ページ 個別の教育支援計画による一貫した指導・支援の推進 個別の教育委支援計画の作成が必要な児童生徒の作成を平成38年度（注：令和8年度）までに小・中・高校とも100%を目指す。（平成27年度の現状 小学校84.5%、中80.2% 高等学校37.7%） 同計画 96ページ 書式の改善を視野に入れ、国の動向も見定めながら区市町村教育委員会を支援する	多摩市教育委員会教育指導課作成 平成31年度教育課程編成vision（平成30年10月、定例校長会等で配布）に、「個別指導計画及び学校生活支援シートの作成だけではなく、活用に努めること」を留意事項として示す。

3保護者への支援相談体制の充実	マネジメントチーム及び臨床心理士の機能分化・再編	第1回策定委員会 資料5 P.7-(1)	担当所管 教育センター	達成 評価	A・B・C・D・／
-----------------	--------------------------	-------------------------	-------------	----------	-----------

